

第4回長野市住宅対策審議会

平成28年11月16日

1 見直しの方向性

課 題	見直しの方向性
<ul style="list-style-type: none">▪ 市街地に比較して空家率が高い▪ 住宅困窮要件(入居者資格)により、持ち家所有者は入居できない。 【若者向け住宅】▪ 年齢要件(入居者資格)により、対象地域で田舎暮らし等を検討している入居希望者に対応できない。 【若者向け住宅】▪ 同居親族要件(入居者資格)により、Uターン、Jターン等以外の単身者は入居できない。 【特定公共賃貸住宅】	<p><u>長野市の施策の新たな状況も踏まえ</u></p> <ul style="list-style-type: none">①持ち家所有者でも、対象地域で暮らしたいと希望している者に住宅を提供できないか。②年齢及び同居親族の有無にかかわらず、対象地域で農林業に従事あるいは事業所に勤務する等、地域振興のため活動する者へ住宅を提供できないか。③年齢及び同居親族の有無にかかわらず、対象地域内に居住し自治活動に携わる等、自治活動を支援する者へ住宅を提供できないか。

2 長野市の新たな施策（前回見直し実施後）

- ・人口増加に向け、移住・定住支援や総合戦略に取り組む体制の一層の強化。
 - ・地域における「地域おこし活動」の一層の強化
 - ①住民自治協議会が主体となった活動
 - ②地域おこし協力隊（中山間地域）の活動
 - ③行政（支所の地域きらめき隊員）による「地域おこし活動」の強化
- 住民による地域資源の発掘、育成
及び活用

《長野市の施策》

■第四次長野市総合計画（平成19年度～平成28年度）

□地域の個性をいかした住民自治の推進【行政経営分野】

●中山間地域の振興【重点施策】

- ・「やまざと」のもつ魅力や資源をいかし、未来につなぐ、いきいきと元気な地域づくりを目指します。

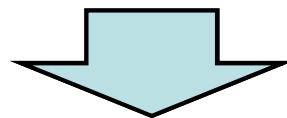
●住民自治の推進

- ・住民自らの自治意識を高めるとともに、まちづくり活動や地域福祉活動を行う人材の発掘・育成を支援し、住民主体によるまちづくりを目指します。

3 要件の見直しについて

◎基本的な考え方：長野市の施策に沿い

- 1 **地域の「地域おこし活動」と連携**し入居を促進したい
- 2 中山間地域への定住を促進し地域の活性化を図りたい



- ・若者向け住宅、特定公共賃貸住宅について、「地域おこし活動」に携わる者及び地域定住希望者への住宅供給を目的とし、入居要件の緩和を図りたい。
また、若者向け住宅の名称の変更についても併せて検討したい。

■入居要件の緩和について(案)

- ①住宅困窮要件を外す【若者向け】
- ②「地域振興に貢献する活動のため住宅を必要とする者」を追加(入居者資格)【若者向け、特公賃】
- ③「地域の自治活動を支援するため住宅を必要とする者」を追加(入居者資格)【若者向け、特公賃】

★入居が可能となる者(例)

- ①現に持ち家等を所有しているが、地域で農林業に従事するため住宅を必要とする者。
- ②現に持ち家等を所有しているが、地域の事業所に勤務(研修目的での従事等を含む)するため住宅を必要とする者。
- ③現に持ち家等を所有しているが、地域内に居住し自治活動に携わるため住宅が必要な者。
(地域おこし協力隊、地域きらめき隊等)

■名称の変更について(案)

- ・定住促進住宅、地域振興住宅 等